

# 令和7年度第2回 野田市消防委員会 次第

令和7年11月18日（火）  
10時00分から11時30分  
市役所8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委嘱書の交付

4 委員紹介

5 事務局職員紹介

6 議 事

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 令和7年度第1回消防委員会における答申内容の現状（報告）
- (3) 消防団員募集PRについて（報告）
- (4) 消防組織検討会について
- (5) その他

7 閉 会

## 1 委員長及び副委員長の選出について

任期 令和7年10月1日から令和9年9月30日まで

敬称略

選 出	氏 名	所 属 団 体 等	前期役職	今期役職
学識経験者	隈本 邦彦	江戸川大学 名誉教授 名古屋大学 客員教授	委員長	
	深井 芳人	元 野田市消防長	副委員長	
	菅野 透	元 野田市消防長		
消防関係者	木名瀬 訓光	野田市消防団 団長		
	伊藤 節夫	野田市消防団 副団長		
	山本 和広	野田市消防防災協会 会長		
野田市医師会を代表する者	廣野 喜之	野田市医師会理事 (救急災害医療担当)		
野田市赤十字奉仕団を代表する者	横川 栄子	野田市赤十字奉仕団 委員長		
	須賀田 慶子	野田市赤十字奉仕団 副委員長		
野田市女性団体連絡協議会を代表する者	五百川 和家恵	野田市女性団体連絡協議会 会長		
野田市自治会連合会を代表する者	駒崎 文男	鶴奉第1自治会 会長		
	青木 邦夫	下町自治会 会長		
消防長	須田 光浩	野田市消防本部		
公募委員	本登 真一			

## 2 令和7年度第1回消防委員会における答申内容の現状について

### (1) 操法大会及び警戒出動の見直し

#### 【答申内容：操法大会】

- ・4年に1回開催（ポンプ車操法、小型ポンプ操法、各隔年開催）される東葛飾支部消防操法選考会への出場希望を全分団から募集する。
- ・出場希望がなかった場合、選考会は実施せず、東葛飾支部操法選考会を辞退する。
- ・出場希望が1個分団の場合は、選考会は実施せず、希望分団を野田市の代表として、東葛飾支部操法選考会へ出場する。
- ・複数分団から希望があった場合は、野田市選考会を実施し、代表を決定する。

#### 【現状】

令和8年度に開催される東葛飾支部消防操法選考会（ポンプ車操法）への出場希望分団を募集（14個分団）したところ、1個分団（第21分団 岩名）のみの参加希望であったため、市内の選考会は実施せず、第21分団を野田市の代表分団とし、東葛飾支部操法選考会へ出場することとなっております。

#### 【答申内容：水出し訓練】

全体訓練	年1回全分団を対象に実施
特別訓練	年2回新入団員+水出し未経験者を対象に実施
個別訓練	年2回（必須1回、任意1回）各分団事前予約して実施

#### 【現状】

##### （全体訓練）

10月5日（日）に実施した「消防団長特別点検」時に、実際の火事場を想定した火災防御訓練を実施しました。

##### （特別訓練）

新入団員及び水出し未経験者を対象に基礎的な訓練及び水出し訓練を1人2回から3回実施しました。

実施期間	実施回数	参加人数
5月～10月	10回	15人

##### （個別訓練）

消防署、北分署、関宿分署にて実践的な水出し訓練を実施しております。

実施月	訓練実施分団数	参加人数
9月	2個分団	20人
10月	24個分団	集計中

#### 《課題・反省点・意見》

- ・ホースの運搬や展張の際に適切な動作ができていなかったため、実際の火事場で怪我をする可能性もあるため、今後の訓練で適切な技術の習得に向け指導を徹底します。
- ・特別訓練参加者から有意義な訓練のため、2回だけでなく3回目の希望者もいました。

## 【答申内容：警戒出動の見直し】

月の主な全体行事		変更前		変更後	
		警戒出動		警戒出動	
		実施の有無	回数	実施の有無	回数
4月	消防団規律訓練	—	—	○	1回以内
5月	野田市水防演習	—	—	○	1回以内
6月		○	1回	○	2回以内
7月		○	1回	○	2回以内
8月		○	1回	○	2回以内
9月		○	1回	○	2回以内
10月	消防団長特別点検	—	—	○	1回以内
11月	秋の火災予防運動	○	3回以内	○ 秋の火災予防運動	3回以内
12月	年末警戒	○	3回以内	○ 年末警戒	3回以内
1月	消防出初式 年始警戒	○ 年始警戒	3回以内	○ 年始警戒	3回以内
2月	乾燥期警戒	○	3回以内	○ 乾燥期警戒	3回以内
3月	春の火災予防運動	○	3回以内	○ 春の火災予防運動	3回以内
				19回以内	
					26回以内

### 【現状】

7月から9月の警戒出動回数の上限を1回から2回に増加を行った結果、平均で29個分団／56分団（52%）の分団が2回／月の警戒出動を行っています。

### （2）消防団運営交付金の創設

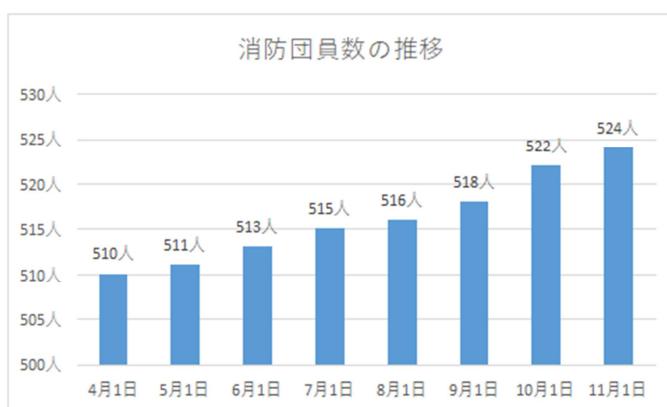
【答申内容：消防団運営交付金】 消防団（56分団）へ団員数×5,000円を交付

【現状】 令和7年11月1日現在 49分団／56分団（418人／472人） 申請率 88%

### （3）消防団員定数の見直し

【答申内容：消防団員定数見直し】 消防団員定数を720人から530人に変更

【現状】4月1日以降団員数は増加傾向となっていますが、例年、年度末に退団者が増えるため、引き続き団員募集のPR活動を行っていきます。



### 3 消防団員募集PRについて

国の「令和7年度消防団の力向上モデル事業」を活用して、作成した「消防団員募集マグネットシート」を日本郵便（株）、千葉県トラック協会野田支部、一般社団法人千葉県タクシー協会野田支部、野田市消防防災協会等の民間事業者及び公用車、消防団車両等に掲示し、市内全域で消防団員募集PRを10月2日から実施しております。



#### 4 消防組織検討会について

消防組織検討会は、野田市消防委員会条例（以下「条例」という。）第7条第1項に規定された消防委員会の下部組織であり、消防の組織及び運営に関する事項について、専門的に調査審議をするために、設置することができるとなっているため、数ある消防の課題について調査審議を行い、消防委員会に報告を行います。

つきまして、消防組織検討会の委員及び会長・副会長について、条例第7条第3項及び第4項により、消防長の推薦により委員長の指名を頂きたく、消防組織検討会委員の推薦をいたします。

消防組織検討会委員推薦者

敬称略

選出	氏名	所属団体等	備考
消防職員	柳 厚志	警防課副主幹兼消防係長	会長
	大塚 祐介	予防課予防係長	副会長 (新)
	小田桐 貴	消防署通信第一係長	
	岡田 敏	北分署消防第一係長	(新)
	児玉 淳	消防署管理係長	
	杉山 秀人	中央分署消防司令補	(新)
	渥美 雄也	関宿分署消防司令補	(新)
	正垣 勝則	消防署消防司令補	
	松永 稔也	関宿分署消防司令補	
消防団員	中村 圭太	南分署消防司令補	(新)
	織原 賢一郎	中央方面隊方面分団長	
	逆井 靖司	中央方面隊方面分団長	(新)
	植竹 一裕	南方面隊方面分団長	
	宮澤 達也	南方面隊方面分団長	
	塩井 昭規	北方面隊方面分団長	(新)
	内田 幸治	北方面隊方面分団長	(新)
	篠崎 雅行	関宿方面隊方面副隊長	
	村瀬 健	関宿方面隊方面分団長	(新)

# 野田市消防委員会委員名簿

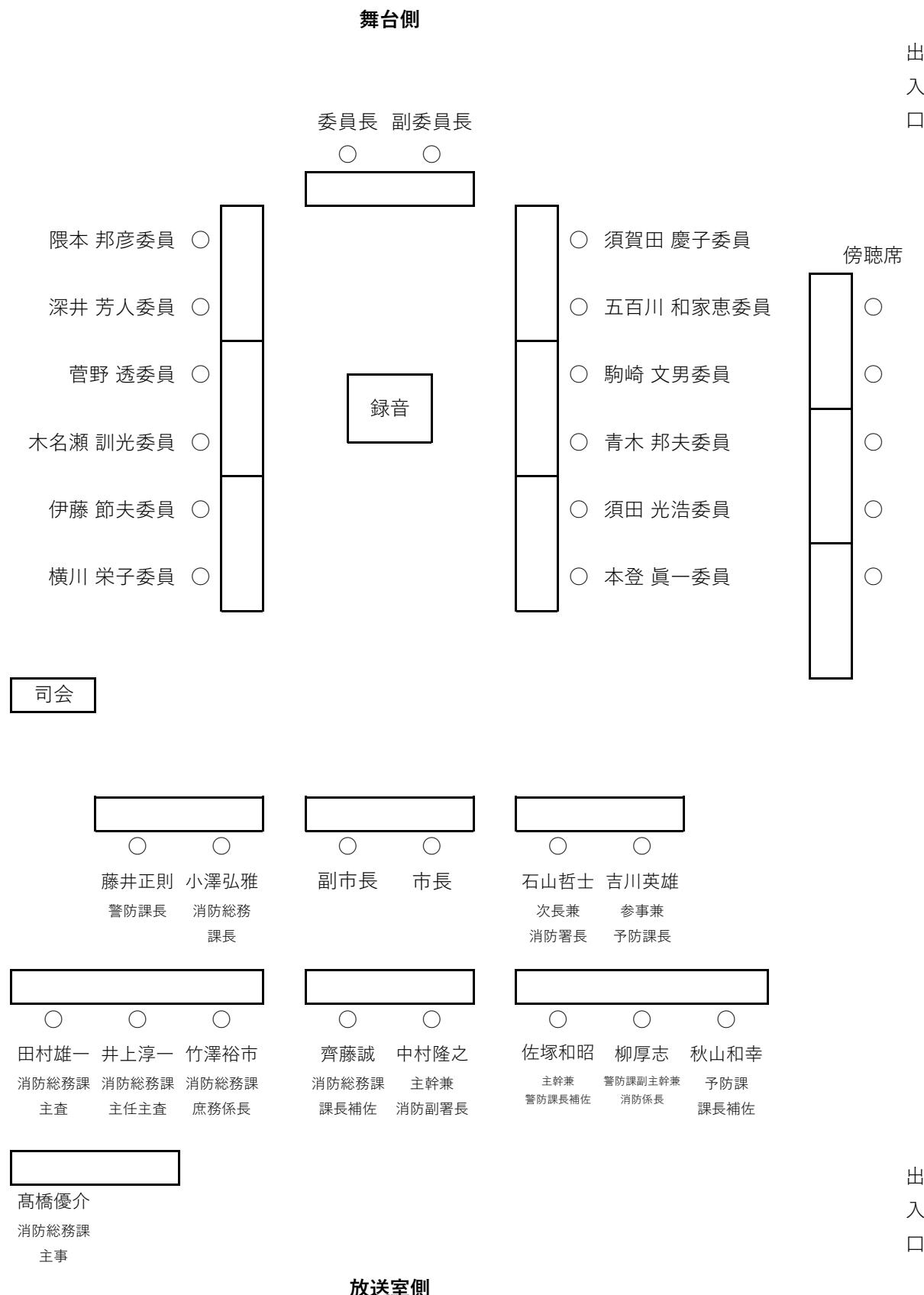
任期 令和7年10月1日から令和9年9月30日まで

敬称略

選 出	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
学識経験者	隈本 邦彦	江戸川大学 名誉教授 名古屋大学 客員教授	
	深井 芳人	元 野田市消防長	
	菅野 透	元 野田市消防長	
消防関係者	木名瀬 訓光	野田市消防団 団長	
	伊藤 節夫	野田市消防団 副団長	
	山本 和広	野田市消防防災協会 会長	
野田市医師会を代表する者	廣野 喜之	野田市医師会 理事 (救急災害医療担当)	
野田市赤十字奉仕団を代表する者	横川 栄子	野田市赤十字奉仕団 委員長	
	須賀田 慶子	野田市赤十字奉仕団 副委員長	
野田市女性団体連絡協議会を代表する者	五百川 和家恵	野田市女性団体連絡協議会 会長	
野田市自治会連合会を代表する者	駒崎 文男	鶴奉第1自治会 会長	
	青木 邦夫	下町自治会 会長	
消 防 長	須田 光浩	野田市消防本部	
公 募 委 員	本登 眞一		

令和7年度第2回野田市消防委員会 席次表

8階大会議室



○野田市消防委員会条例

平成 7 年 6 月 28 日

野田市条例第 14 号

注 平成 18 年 9 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 消防の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、野田市消防委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、消防の組織及び運営に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 消防の組織及び運営に関する事項について市長に意見を述べること。

(令元条例 6・全改)

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消防関係者
- (3) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (4) 野田市赤十字奉仕団を代表する者
- (5) 野田市女性団体連絡協議会を代表する者
- (6) 野田市自治会連合会を代表する者
- (7) 消防長
- (8) 公募に応じた市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(平 18 条例 33・平 24 条例 18・令元条例 6・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令元条例 6・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令元条例 6・一部改正)

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(令元条例 6・一部改正)

(消防組織検討会)

第 7 条 委員会に、消防の組織及び運営に関する事項について専門的に調査審議するため、消防組織検討会(以下「検討会」という。)を置くことができる。

2 検討会は、調査審議した事項について、委員会に報告する。

3 検討会の委員は、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、消防職員

及び消防団員のうちから推薦するものとする。

4 検討会に、会長及び副会長を置き、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、会長については、消防職員のうちから推薦するものとする。

5 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 検討会は、会長が招集し、会議の議長となる。

8 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

9 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(令元条例 6・全改)

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び検討会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令元条例 6・追加)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令元条例 6・旧第8条繰下・一部改正)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に野田市消防委員会委員として委嘱されている者については、この条例の規定に基づいて委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 第4条の規定にかかわらず、前項の規定により委嘱されたものとみなされた委員及び平成8年8月31日までの間に委嘱された委員の任期は、同日までとする。

(他の条例の一部改正)

4 野田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(昭和37年野田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「野田市消防賞じゅつ金等審査委員会」を「野田市消防委員会」に改める。

附則(平成12年3月31日野田市条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成18年9月29日野田市条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附則(平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第15条及び第21条の規定 平成24年10月1日

附則(令和元年6月26日野田市条例第6号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

# 市役所等駐車場の運用が変わります！



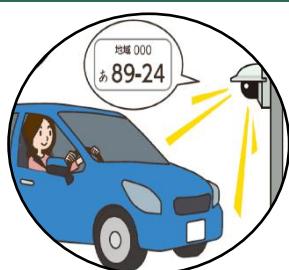
## 駐車場の混雑緩和のために有料化

令和8年1月から市役所・保健センター・野田ガスホールの駐車場が有料となります。



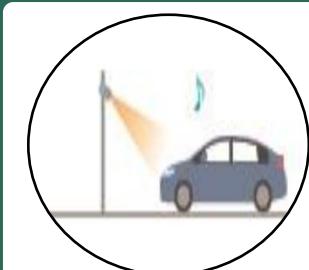
## 市役所等に手続きにきた方は無料

市役所・保健センター・中央公民館などの利用者は、引き続き無料で駐車できます。  
有料となるのは、市役所等に用事のない目的外利用者や野田ガスホールの入館料を徴するイベントです。



## カメラ式駐車場で出入りもスムーズ

カメラ式の駐車場となるので、ゲートバーなどはありません。  
そのため、出入り口での渋滞は発生しないので、これまでどおりスムーズに出入りができます。



## 入庫から最初の60分は無料

駐車場に入ってから最初の60分は無料となります。  
そのため、市役所に来てから60分以内であれば、無料処理などの精算手続きなしでご帰宅いただけます。

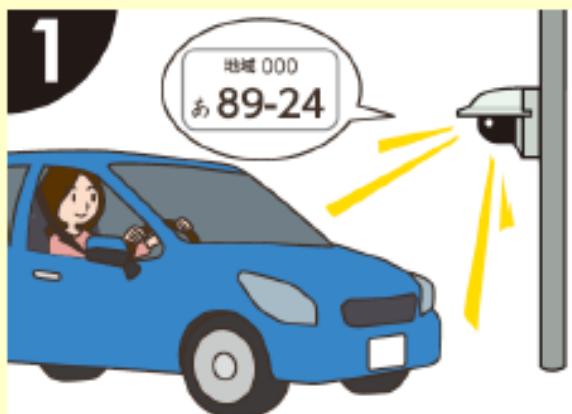
### 【駐車場の料金表】

一般料金	基本料金	全日 最初の60分無料 60分200円
	最大料金	全日 駐車後24時間500円
利用減免	庁舎等利用の方	庁舎利用時間分無料

# 駐車場ご利用の流れ

## ■ 駐車場入場時

1



入口で車両を感知し、備え付けのカメラで車両ナンバーを認識します。

※駐車券は、発行されません。

## ■ 窓口等にて

2



手続きをした窓口または総合案内で無料サービス券をお受け取りください。

※入庫から60分未満の方は、そのままお帰りいただいて問題ありません。  
(下記3の精算行為不用)

## ■ 駐車場出場時

3



駐車場内の精算機にて、タッチパネルに従ってQRサービス券をかざし、割引処理を行います。

精算機の読み取り部にかざしてください





## ご精算方法

1



車両ナンバー4桁を入力し  
「決定」をタッチしてください

車両ナンバーがご不明な場合は  
おおよその入庫時間から  
検索できます

2



再度ご確認いただき  
よろしければ  
「はい」をタッチしてください

同じナンバーが複数車両ある場合は  
車両選択画面が表示されます

3

### 野田市庁舎ご利用の方

お持ちでない方は  
「支払へ進む」を  
タッチしてください

駐車サービス券の印刷面を  
読み取り部にかざしてください

タイムズチケット※をご利用の方は  
お支払方法選択へお進みください

4

お支払方法をタッチしてください

お支払方法を使用することはできません(駐車サービス券/普通券のみ可能です)

タイムズポイントを  
ためる方は先に  
こちらをタッチ

お支払方法をタッチし  
ご確認の上、お支払いください

お支払方法により異なりますので  
画面に従ってお進みください

※タイムズチケットとは、タイムズパーキングの駐車料金をご精算の際に精算機に挿入いただくことで、ご利用料金の全額または一部を精算できるチケットです。また、タイムズカーレンタルで出発・帰着時の店頭精算にご利用いただけます。



# 利用に関するQ & A

市役所で複数の部署を回り、1時間を超えた場合はどうすればいいですか？

最後に用事を済ませた部署の窓口か総合案内（市役所1階）で無料券を配布します。  
その際、入庫からのおおむねの時間をお伝えください。

精算機はどこにありますか？

①市役所正面玄関入口付近に1台、②保健センター入口付近に1台（キャッシュレスのみ）、③中央公民館入口付近に2台で、すべて屋外に設置予定です（出口には設置しません）。

なお、精算機では、現金、電子決済、クレジットカードによる支払いが可能です。（②保健センター入口付近は、電子決済、クレジットカードによる支払いのみ。）



スマホ（スマートフォン）で精算手続きはできますか？

LINEアプリ（無料処理のみ）、タイムズクラブアプリ（クレジットカードとペイペイのみ）による精算が可能です

バイクも有料対象ですか？

自転車やバイクは、有料対象ではありません。専用駐車スペースを利用して下さい。

【問合せ先】野田市 総務部 管財課 管財係 電話：04-7199-4958（直通）